

# 「近畿圏における移住定住セミナー開催事業」 委託業務仕様書

## 1 委託業務の目的

岐阜県では、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるため、「地域の将来を支える人を呼び込む」という視点から移住定住対策に取り組み、本県の多様な魅力を広く都市部の移住希望者に向けて情報発信している。

そこで、本事業においては、近畿圏の移住希望者をターゲットとし、移住候補地としての岐阜県を強くアピールし本県への移住定住の促進を図るため、移住希望者が本県への移住について前向きに検討するための学びの場となるよう、移住実践者や県及び各地域の移住相談窓口の担当者等を交えたセミナーを実施する。

## 2 委託業務名 近畿圏における移住定住セミナー開催事業

## 3 委託業務期間 契約締結日から平成31年3月31日までとする。

## 4 委託業務の内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、以下の事業を企画し、実施すること。

### (1) 「清流の国ぎふ暮らしセミナー（大阪）」の実施

近畿圏の移住希望者を対象に、本県を移住候補地として魅力的にアピールする場として、下記のとおり「清流の国ぎふ暮らしセミナー（大阪）」（以下、「セミナー」という）を企画し、運営すること。

#### ① 開催日時・会場

- 委託業務期間内に、セミナーを計7回開催すること。開催日及び会場はおおむね下記のとおりとする。やむを得ない場合は、県と協議の上、変更すること。

開催月	開催日	会場
5月	12日(土)、13日(日)	シティプラザ大阪
6月	9日(土)、10日(日)	岐阜県ゆかりの店・企業等
8月	11日(土)、12日(日)	シティプラザ大阪
11月	10日(土)、11日(日)	シティプラザ大阪
12月	8日(土)、9日(日)	岐阜県ゆかりの店・企業等
2月	9日(土)、10日(日)、11(月祝)	岐阜県ゆかりの店・企業等
3月	9日(土)、10日(日)	岐阜県ゆかりの店・企業等

※シティプラザ大阪（大阪府中央区本町橋 2-31）

- 「シティプラザ大阪」は、県が手配し、会場使用料は県が負担する。なお、公募開始時点において、会場予約が確定していないため、当該施設を利用したセミナーの開催月日は変更となる場合がある。
- 下記の開催月（計4回）については、受託者において開催会場の手配を行うこと。なお、受託者において会場使用にかかる経費を負担すること。

(開催月) 6月、12月、2月、3月

(会場選定にかかる留意点)

- ・ 岐阜県ゆかりの店・企業等、あるいはセミナーのテーマ・主に対象となる者の特性に応じて集客が見込める会場を選定すること。

## ② 内 容

(ア) カリキュラムの作成

- ・ 本県を移住候補地として強くアピールするために効果的なカリキュラムを作成すること。移住候補地として多様な選択肢があること、移住を決断する動機は様々であることに配慮して、各回のテーマを設定すること。
- ・ テーマは、下記の移住促進に関連する分野に該当するものとする。ただし、複数分野を網羅するテーマ設定も可能とする。

[移住促進に関連する分野]

- ・ 子育て・教育・住環境・就職・起業(開業)・事業承継
- ・ 担い手確保が課題となっている分野への就業(農業・林業・地場産業など)
- ・ 地域振興・地域活性化・伝統文化・伝統産業
- ・ 年間を通じて、多様なテーマ設定となるようカリキュラムを作成すること。
- ・ 漠然と移住を希望する者から、移住に向けて本格的に情報収集を行っている者まで、対象となる者が多様であることに配慮したカリキュラムとすること。特に、「岐阜県ゆかりの店・企業等」を会場とする回については、本県に関心のある潜在的な移住希望者が気軽に参加でき、移住のキーマンと繋がることのできる交流会形式での開催を取り入れること。
- ・ セミナーの実施にあたっては、自治体、NPOその他の移住定住に取り組む関係団体と連携・調整して実施すること。

(イ) 講師等の選定

- ・ 移住実践者等を講師として1回につき少なくとも2名登壇させること。また、趣旨やテーマ・対象者の状況に応じて、プログラムの進行を担うファシリテーターを1回につき1名配置すること。ただし、講師がファシリテーションを兼ねることができる場合は、必ずしも配置の必要はない。
- ・ 講師は、セミナー中又はセミナー前後に参加者と積極的に交流し、セミナー終了後も自主的に交流を継続できる者が望ましい。なお、セミナー終了後、講師に対して「県移住定住サポーター」への登録を依頼することを予め了解いただくよう努めるものとする。

(ウ) 参加者の募集

- ・ 定員は1回につき25名程度とし、当日の参加者として、定員の7割を超える集客ができるよう参加者募集を行うこと。
- ・ 参加者募集にあたって、チラシ(1,000枚程度)を作成すること。チラシには、セミナーの内容を魅力的に伝えるキャッチコピーや説明文を記載すること。
- ・ 作成したチラシを、県が指定する宛名へ毎月送付すること。毎月平均150通の発送を見込むこと。その他のチラシは、ターゲットとする対象者に配布すること。セミナーを開催しない月であっても、県が指定するチラシを送付すること。いず

れの場合も、送付先については、宛名ラベルを県が提供するものとする。

- ・ また、「清流の国ぎふ移住・交流センター」のフェイスブックページの県が指定した投稿に対し、毎月1万円程度の広告を実施すること。
- ・ 参加申し込み先は、県が別途指定する窓口としても良い。その場合は、申し込み状況等を随時把握し、指定する窓口と連携して参加者募集を行うこと。なお、参加者募集にあたって、NPO法人ふるさと回帰支援センター（大阪ふるさと暮らし情報センター）（以下、「大阪センター」という）と連携すること。

(エ) 効果の検証

- ・ セミナー開催の都度、参加者にアンケートを実施し集計結果を取りまとめること。セミナー終了後2週間以内に、アンケート集計結果とともにセミナー内容を記載したレポートを作成し、県に提出すること。

(オ) その他

- ・ カリキュラムや講師等については、県と協議の上、確定すること。
- ・ 必要に応じて、参加者から参加料を徴収しても良い。ただし、参加者にとって実費相当と認められる必要最低限の料金設定とすること。なお、この収入は、事業費に充当すること。

③ 大まかな事業実施スケジュール

- ・ 大まかな事業の流れは、別紙のとおりとする。

(2) セミナーに集客するための方策

- ・ 受託者は、移住候補地としての本県の魅力を効果的に情報発信するため、情報誌等広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、セミナーの参加者募集を行うこと。
- ・ 活用する広報媒体は、近畿圏における移住希望者に効果的にアプローチできるものとし、紙媒体、Web 広告、交通広告など媒体の種類は問わない。
- ・ 契約期間内に、少なくとも3回は実施し、効果的なタイミングで掲載すること。セミナーのテーマ・講演内容に応じて、広報媒体を変えることは差支えない。
- ・ 掲載内容は、移住実践者の暮らしぶりを写真等で魅力的に紹介するとともに、本県における移住支援制度を効果的に掲載するなど、若者世代を中心とした移住希望者・潜在移住希望者等にとって、本県が魅力的な移住候補地と位置付けられるような構成とすること。
- ・ 広報媒体及び掲載内容は、県と協議の上、確定すること。

(3) イベント等での本県への移住PR

- ・ 「日本の真ん中」、「豊かな自然環境」、「優れた子育て環境」など本県の特徴を生かして、都市部の子育て・若年層世代に、本県への移住に対するイメージアップを図るための戦略手法等を検討し、「清流の国ぎふ」の移住候補地としての認知度向上及びブランド浸透を図る幅広いPR活動を企画し、県と協議の上、実施すること。
- ・ 実施時期、地域、場所、イベント内容、ターゲットとする年齢層などを考慮したうえで、近畿圏の潜在的な移住希望者に訴求力の高い移住PR活動とすること。

<想定されるPR活動例>

- ・雑誌、WEB等と連動した大規模イベントの実施
  - ・観光・物産、子育て、アウトドア等の大規模フェアへの出展
  - ・移住PRキャラバン隊（マスコミ、出版社等への訪問）
  - ・移住PRキャンペーンの展開、など
- ・PR活動の実施にあたっては、本県の各分野における施策や事業との連携を図ること。また、県内市町村や移住促進団体などと連携を図り、目的に則した効果的なPR活動を実施すること。

## 5 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を実施する事業実施責任者を配置すること。
- (2) 事業の実施にあたり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にしておくこと。
- (3) 事業実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

## 6 支払条件等

- (1) 県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- (2) 収入（収益）が生じた場合は、返還又は委託費の減額の対象とする。ただし、県が認めた場合には事業費に充当することができる。
- (3) 委託事業を実施する場合に取得する財産は、取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。受託者は、再委託した業務に関する進捗管理を責任もって行うこと。

### (3) 個人情報保護

別記1「個人情報取扱特記事項」によること。

### (4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了

することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

## 9 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

## 10 その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、受託者は速やかに事業実施計画及び実施体制表を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。

(別紙) 大まかな事業実施スケジュール

月	旬	大阪セミナーの開催	集客 方策	移住 PR
4	上	テーマ・講師決定   チラシ作製・募集	効果的なタイミングで、 広報媒体を活用した情報発信を実施すること (少なくとも3回)	移住候補地としての認知度向上及びブランド浸透を図る 幅広いPR活動を実施すること
	中	DM送付   会場決定		
	下	テーマ・講師決定		
5	上	チラシ作製・募集		
	中	5/12,13   DM送付		
	下			
6	上	6/9,10		
	中	DM送付   テーマ・講師決定		
	下	チラシ作製・募集		
7	上			
	中	DM送付		
	下			
8	上			
	中	8/11,12   DM送付		
	下			
9	上			
	中	DM送付   テーマ・講師決定   会場決定		
	下	チラシ作製・募集		
10	上			
	中	DM送付   テーマ・講師決定		
	下	チラシ作製・募集		
11	上			
	中	11/10,11   DM送付   会場決定		
	下			
12	上	12/8,9		
	中	DM送付   テーマ・講師決定   会場決定		
	下	チラシ作製・募集		
1	上			
	中	DM送付   テーマ・講師決定		
	下	チラシ作製・募集		
2	上			
	中	2/9,10,11   DM送付		
	下			
3	上	3/9,10		
	中			
	下			